

2018年度 事業実績

1. 会議及び内容

(1) 理事会

○第17回理事会

日 時	2018年5月17日
場 所	如水会館
議 題	第1号議案 「平成29年度計算書類等及び財産目録の承認の件」 第2号議案 「定款改定の件」 第3号議案 「規程改定の件(「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」)」 第4号議案 「規程改定の件(「職務権限規程」)」 第5号議案 「第9回定時評議員会招集の件」
報告事項	平成29年度財産運用の経過及び結果 代表理事・業務執行理事の職務の執行状況

○第18回理事会

日 時	2018年6月18日
場 所	如水会館
議 題	第1号議案 「理事長(代表理事)及び常務理事(代表理事)選定の件」 第2号議案 「規程改定の件(「公印管理規程」)」 第3号議案 「規程改定の件(「職務権限規程」)」

○第19回理事会

日 時	2019年3月11日
場 所	日本橋別館
議 題	第1号議案 「2019年度事業計画書及び収支予算書の件」
報告事項	2018年度事業実績見込み及び収支実績見込み 研究開発助成金交付の選定結果 代表理事の職務の執行状況

(2) 評議員会

○第9回評議員会

日 時	2018年6月18日
場 所	如水会館
議 題	第1号議案 「平成29年度計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書書)、附属明細書及び財産目録の承認の件」 第2号議案 「定款改定の件」 第3号議案 「規程改定の件(「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」)」 第4号議案 「理事5名の選任の件」 第5号議案 「評議員1名の選任の件」
報告事項	平成29年度事業報告 平成30年度事業計画書及び収支予算書等の報告

(3) 審査委員会

当年度は、2回の審査委員会を開催し、11件の研究開発助成金交付先を選定した。

2. 助成金事業

(1) 助成金募集

当年度は、2回の公募を実施した。

第1回は、2018年4月1日に募集を開始、5月31日に締め切り。事務局の予備審査を経て、8月27日に審査委員会を開催。6件のプロジェクトを採択し、9月27日に贈呈式を行った。

第2回は、2018年9月1日に募集を開始、10月31日に締め切り。事務局の予備審査を経て、2019年1月24日に審査委員会を開催。5件のプロジェクトを採択し、2月26日に贈呈式を行った。

	2018年度実績	2017年度実績
① 申込受付件数	145件	177件
	1回目/ 79件	1回目/ 82件
	2回目/ 66件	2回目/ 95件
② 採択件数	11件	11件
③ 助成金額	33百万円	33百万円

(2) 当年度の特徴

①年2回募集。1件あたりの助成金額は3百万円。

応募件数は2回合計145件で、前年度比▲32件減少

②採択プロジェクト11件については、以下のとおり。

- ・業種別では、バイオテクノロジー4社、医療・福祉3社、エレクトロニクス・電気2社、化学・新素材1社、その他1社。
- ・地域別では、東北1社、関東3社、中部1社、近畿6社。
- ・産学官連携のプロジェクトが太宗を占めた。

なお、当年度の採択11件により、財団設立以来の累計交付件数、金額はそれぞれ350件、1,043百万円となった。

3. 株式保有事業

申込受付件数0社、審査委員会付議件数0社、保有残高0。

4. 債務保証事業

(1) 新規保証

2008年度以降、新規受付を中断している。

(2) 求償権回収

5件/1.8百万円の回収を実施。

5. 交流会・懇談会

(1) 助成先・債務保証先・賛助会員の交流会 (2回開催)

経営課題や新技術動向をテーマにした講演会開催に加え、支援先企業・賛助会員間の情報交流の場を提供した。

(2) 賛助会員懇談会 (4回開催)

- ・支援先企業による賛助会員への事業内容説明の機会として開催しており、賛助会員による支援先企業へのバックアップ活動の促進を図った。
- ・より多くの支援先企業への支援を検討する観点から、当年度より開催1回当たり支援先企業2社からのプレゼンを実施した。

6. 情報提供・経営相談等事業

- ・懇談会を通じた支援先企業へのバックアップを含め、支援先企業の経営ニーズを踏まえた情報提供・企業紹介など、事業化に向けた支援を実施した。
- ・展示会への出展
「新価値創造展」((独)中小企業基盤整備機構主催、2018年11月14日～11月16日)や「nano tech 2019」(2019年1月30日～2月1日)の展示会に、当財団及び支援先企業の認知度向上を目的として出展した。

7. 賛助会員の現状

事業会社	11社
金融機関	6社
<hr/>	
計	17社

株式会社池田泉州銀行が脱退し、株式会社みどり会が新たに加入した。

8. その他

- ・定款及び規程の改定
 - ①「定款」(第19条等)を改定し、代表理事を2名体制とした。併せてこれに関連する規程(「公印管理規程」、「職務権限規程」)の改定も実施した。
 - ②「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の旅費に係る規定について、緊急時対応等を想定し改定した。

本事業報告の附属明細書について

2018年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第199条において準用する同法第123条第2項、並びに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第64条において準用する同規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないため、附属明細書は作成していません。